

西川町広報紙「NETWORKにしかわ」広告掲載要領

(令和5年3月29日西政第238号)

(趣旨)

第1条 この要領は、西川町広告掲載要綱(令和5年3月町告示第13号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、町が発行する広報紙「NETWORKにしかわ」に広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、要綱において使用する用語の例による。

(広告の規格及び掲載枠等)

第3条 広告の規格、掲載枠及び色は、次のとおりとする。

(1) 1枠 縦50mm×横85mm以内 1色刷り又は2色刷り(黒、白及び町が指定する色に限る。)

(2) 2枠 縦50mm×横175mm以内 1色刷り又は2色刷り(黒、白及び町が指定する色に限る。)

2 広告の掲載位置は、町が指定した位置とする。

(掲載単位)

第4条 掲載単位は、1回とし、連続する掲載回数は、同一年度内において最大12回、12枠とする。ただし、当町ホームページに掲載している広報紙については、この限りでない。

(広告掲載の範囲)

第5条 要綱第3条第17号に定める町長が不相当と認めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 切り取って使用するもの

(2) その他つなぐ課において不相当と認めるもの

(広告料)

第6条 広告料は、広告主が町内に住所又は主たる事務所がある場合、1枠・1回10,000円、それ以外の場合、1枠・1回12,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、原則として同一原稿で連続掲載の申し込みの場合は、別表1のとおりとする。

3 広告料は、掲載の決定後、町長が指定する期日までに、一括納付するものとする。

(掲載の位置等)

第7条 広告の掲載位置及び掲載数は、表紙を除く部分で町長が定めるものとする。

(広告掲載の募集)

第8条 町長は、町が発行及び管理する広報媒体(要綱第2条に規定する広告媒体をいう。)により広告掲載希望者を募集するものとする。

(広告掲載の手続)

第9条 広告を希望する者は、要綱第8条の規定により、掲載しようとする広告の版下原稿等を添えて、随時、町長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 町長は、前条の広告掲載申込書を受理したときは、つなぐ課の審査を経て、広告掲載の適否を決定し、速やかに申込者に通知するものとする。

(委任)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

別表 1

	要綱第 14 条に規定する団体	広告主が町内に住所 又は 主たる事務所がある 場合		左記以外	
		1 枠 / 回	2 枠 / 回	1 枠 / 回	2 枠 / 回
1 回以上～3 回未 満	減免	10,000 円	20,000 円	12,000 円	24,000 円
3 回以上～6 回未 満	原則として、1 回単位での申し込み とする。	9,500 円	19,000 円	11,500 円	23,000 円
6 回以上～12 回 まで	原則として、1 回単位での申し込み とする。	9,000 円	18,000 円	11,000 円	22,000 円

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。